

第1期

**桑名・員弁広域連合地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)**

平成31(2019)年4月

令和4年5月(改訂)

桑名・員弁広域連合

目 次

第 1 章	計画の基本的事項	1
1	目的	1
2	計画期間	1
3	対象範囲	1
4	対象となる温室効果ガス	1
第 2 章	二酸化炭素の排出状況及び削減目標	2
1	削減目標	2
2	年度毎の削減目標	3
第 3 章	取組内容	4
1	職員共通の取組	4
2	庁舎・施設管理等での取組	5
第 4 章	計画の進行管理	6
1	省エネオフィスプラン推進体制	6
2	計画の進行管理・公表	7
3	進行管理の仕組み	7

第1章 計画の基本的事項

1. 目的

桑名・員弁広域連合では、『地球温暖化対策の推進に関する法律』に基づき、庁内の省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取組を推進し、温室効果ガス排出量を削減することを目的に、「桑名・員弁広域連合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、「実行計画」という。）を策定し、取組を推進します。

地球温暖化対策の推進に関する法律（第21条抜粋）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする

2. 計画期間

令和元年度（2019年度）から令和5年度（2023年度）の5年間を計画期間とします。

※本計画の基準年度は、平成25年度（2013年度）とします。

3. 対象範囲

実行計画の対象範囲は、桑名・員弁広域連合が行うすべての事務事業を対象とします。

（対象施設）桑名広域環境管理センター

4. 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法の対象とする7つの温室効果ガス【二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）】のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）を対象として取組を推進します。

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1. 削減目標

桑名・員弁広域連合は、計画期間中に、事務・事業から発生する温室効果ガス総排出量のうち、その割合を多く占める二酸化炭素を令和5年度（2023年度）までに、20%削減することを目標とします。（平成25年度（2013年度）を基準とします）

対象とする 温室効果ガス	基準年度排出量 平成25年度 (2013年度)	削減目標	目標年度排出量 令和5年度 (2023年度)
二酸化炭素 (CO ₂)	1,550 t - CO ₂	△20%	1,240 t - CO ₂

各年度の温室効果ガス排出量の実績と目標の達成状況は、計画の進行管理の項に示すように、適宜、情報公開していきます。

（二酸化炭素排出量の状況）※平成25年度（2013年度）調整後排出量

排出要因	排出量 (t - CO ₂)	構成比 (%)
電気	764	49.30
灯油	785	50.64
軽油	0	0
ガソリン	1	0.06
計	1,550	100.0

2. 年度毎の削減目標

年度毎の削減目標

年 度	R 元 年 度 (2019年度)	R 2 年 度 (2020年度)	R 3 年 度 (2021年度)	R 4 年 度 (2022年度)	R 5 年 度 (2023年度)
削減率目標	4 %	8 %	1 2 %	1 6 %	2 0 %
CO ₂ 排出量	1, 488- CO ₂	1, 426t- CO ₂	1, 364t- CO ₂	1, 302t- CO ₂	1, 240t- CO ₂

第3章 取組内容

1. 職員共通の取組

第1次計画では、職員一人ひとりの環境配慮意識の向上が重要であり、次に示す取組を励行することが重要です。

【日常業務に関する取組】

項目	取組内容
空調	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冷暖房の設定温度の適正化(基準:冷房 28℃、暖房 20℃) ・ 冷暖房時には、ブラインド等の利用により効率向上 ・ 使用されていない部屋の空調停止 ・ 空調機の定期的な清掃、点検 ・ 省エネ温室に対応した服装(クールビズ[※]、ウォームビズ[※])の実施
給排水・給湯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冬季以外の給湯供給期間の短縮
照明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 始業前、昼休み時間の消灯 ・ 計画的な業務執行による時間外勤務の削減 ・ 施設等の照明点灯箇所、点灯時間の削減
事務用機器	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未使用時における電源の遮断 ・ 退庁時は、原則コンセントを抜く
公用車	<ul style="list-style-type: none"> ・ エコドライブの推進 ・ 低公害車、低燃費車の優先的な利用 ・ 出張時は、公共交通機関を利用し、できる限り公用車の使用を控える ・ 控えめなカーエアコンの使用 ・ 駐停車時のアイドリングストップの徹底
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ エレベーター利用の抑制

参考:環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

【省資源の推進】

項目	取組内容
用紙類使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両面コピー、裏面利用の徹底
	<ul style="list-style-type: none"> ・ コピー使用後のリセットの徹底
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料の共有化や簡略化(ページ数を必要最低限に)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内情報システムの有効利用
廃棄物の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職場のごみ箱の撤去、不用意なゴミの削減

リサイクル	・ 排出ゴミの分別促進、資源化促進
	・ 割り箸・紙コップ使用自粛（マイカップ等利用促進）
	・ 封筒、ファイルなどの再利用促進
	・ プリンターのトナーカートリッジの回収とリサイクル推進
物品購入	・ グリーン購入の推進
公用車両の選択	・ 公用車を新規導入する際には、ハイブリッド車等の次世代自動車の導入に努める

2. 庁舎・施設管理等での取組

庁舎や施設の設備機器の更新の際に、温室効果ガス排出量の少ない設備機器に買い替えることが最も大きな効果を発揮しますが、それだけでなく、当該設備機器の運用改善、運転制御や補修・改修工事の際の工夫でも、大きな効果を得ることができます。庁舎・施設管理職員等は次の取組を推進します。

【庁舎等の保守・管理に関する取組】

項目	取組内容
空調	・ 冷暖房の設定温度の適正化
	・ 冷暖房の使用期間、使用時間の抑制
	・ 空調機器の定期的な点検、整備及び適正な運転管理
	・ フィルター等の定期的な清掃
照明	・ 照明器具の定期的な保守及び点検
コピー機	・ 用紙使用料の把握及び管理

【プラントの設備・機器の保守管理に関する取組】

項目	取組内容
空調	・ エネルギー消費効率の高い空調機設備への更新
照明	・ 省エネルギー型の照明器具の導入
	・ LED照明への更新
プラント設備	・ 定期的な点検、補修を実施し、稼働効率等の改善
	・ 大規模改修時等のプラント設備の更新時には、温室効果ガス排出量の少ない設備機器に切り替える
	・ 電気・薬品・燃料等の削減を考慮した効率運転
その他	・ 庁舎の増改築、設備機器の補修改修時には、再生可能エネルギーの導入についても検討する

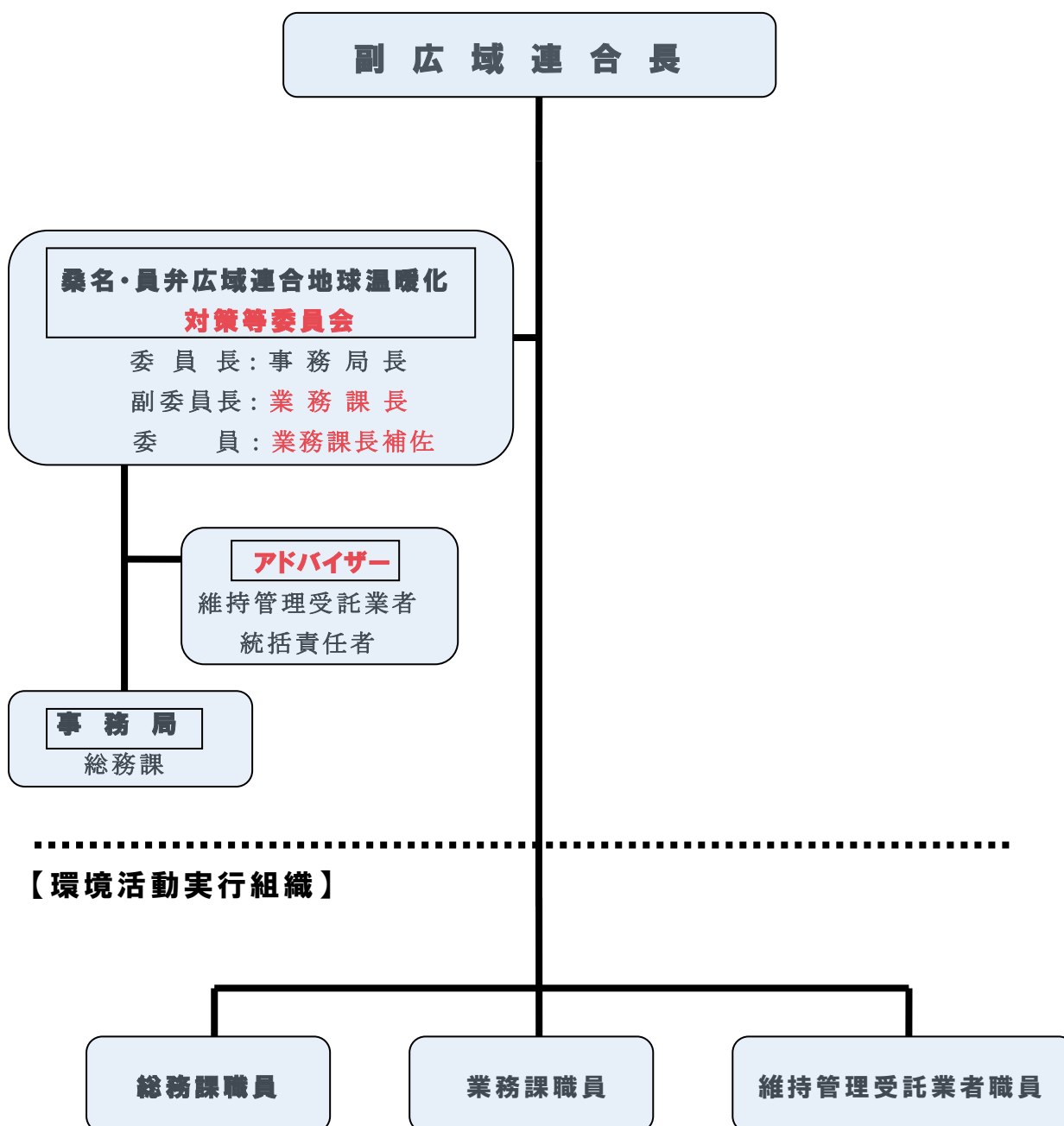
第4章 計画の進行管理

1. 省エネオフィスプラン推進体制

委員会に「事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行います。

「事務局」は全体のエネルギー使用量を把握し、計画の進捗状況の把握を行い委員会において年1回の点検評価を行います。

【環境管理組織】



2. 計画の進行管理・公表

(1) 実行計画の進捗状況の調査・集計

事務局は、毎年度、取組状況や温室効果ガス総排出量等を調査・把握し、進捗状況を集計します。

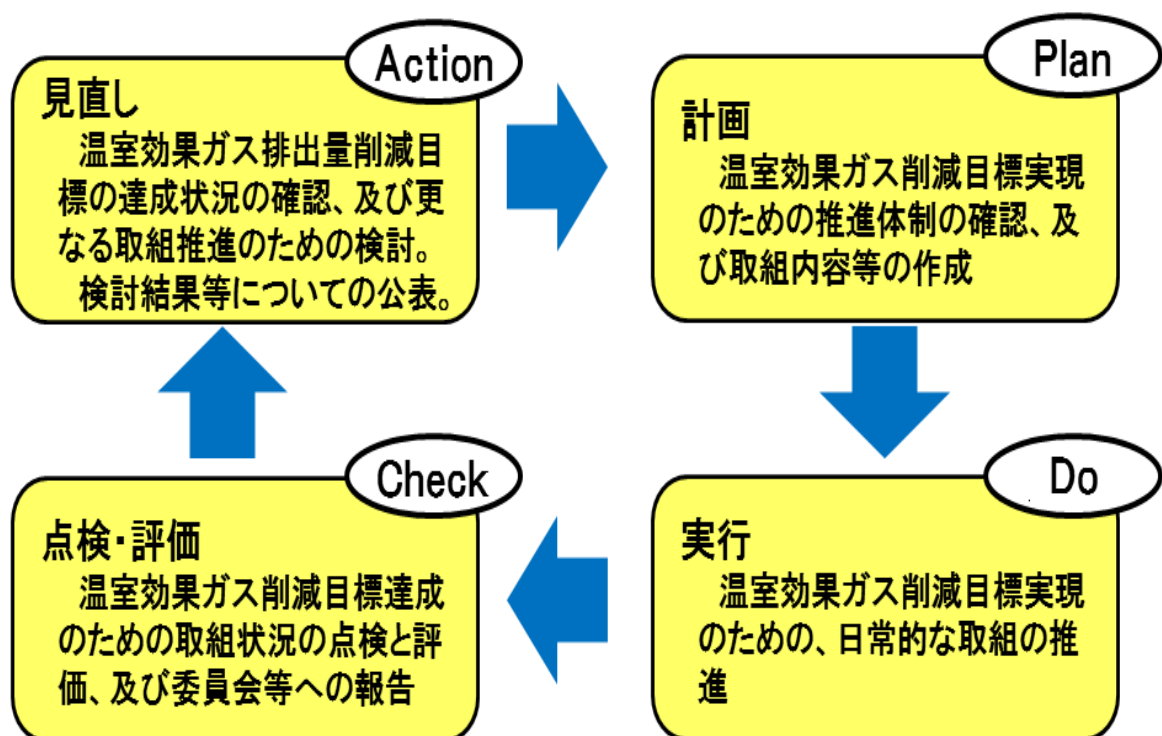
(2) 計画の進捗状況の公表

計画の進捗状況及び直近年度の温室効果ガス排出量については、年 1 回桑名・員弁広域連合ホームページ等で公表します。

3. 進行管理の仕組み

「第 1 次桑名・員弁広域連合省エネオフィスプラン」の仕組みは次のとおりです。

進行管理の仕組み図



①計画（Plan）

副委員長は、第 2 章に示した温室効果ガス排出量の目標を達成するために、本計画の重要性、及び第 3 章に示した取組の励行等について委員等に周知徹底を図り、事務執行の際の温室効果ガス排出量削減（抑制）に関する取組を励行する。特にプラント施設に使用する、電気、灯油、薬品の削減（使用量計画表別紙 1）にむけ、運転管理等（別紙 2）を行う。

②実行（Do）

環境活動実行組織は、推進本部の指示に基づき、事務執行の際に「チェックシート」の各項目に示された事項を着実に実施し、温室効果ガス排出量の削減(抑制)に務める。維持管理受託業者職員は使用量計画表（別紙1）が達成できるよう効率運転を行う。

③点検・評価（Check）

【環境活動実行組織の実施事項】

職員は、月1回「チェックシート」に基づき自らの行動を5段階評価し委員へ提出する。

維持管理受託業者職員は毎月、電気、灯油、薬品の使用量（CO2管理表）及びチェックシート（施設管理用）①～④を基に効率運転が行われているか確認する。月末にCO2管理表を委員に提出する。

【委員の実施事項】

- ①委員は、職員より報告された「チェックシート」を基に、月に1回「チェックシート月別総括」に記録し、事務局へ提出する。
- ②「チェックシート月別総括表」により、指導が必要な場合は、職員に対し適宜指導を行う。
- ③電気、灯油、薬品の使用量が計画通り削減されているか、CO2管理表を毎月確認する。
- ④指導が必要な場合は、維持管理受託業者職員に適宜指導を行う。

【副委員長の実施事項】

副委員長は、所管の取組を総括するとともに、所管の設備機器の利用状況（改修・更新等）を把握する。

【事務局の実施事項】

- ①事務局は、委員から提出された「チェックシート月別総括表」及びCO2管理表を取りまとめ、桑名・員弁広域連合地球温暖化対策等委員会へ報告する。
- ②毎年4月末日にエネルギー使用量等実績報告書を作成し、桑名・員弁広域連合地球温暖化対策等委員会へ報告する。

④見直し（Action）

- ①事務局は、職員における実行計画の進捗状況を総括し、桑名・員弁広域連合地球温暖化対策等委員会に報告する。
- ②桑名・員弁広域連合地球温暖化対策等委員会は、毎年、計画の進捗状況や取組成果等に関し総括し、必要に応じて計画の見直しを行う。

⑤実績の公表

事務局は、桑名・員弁広域連合地球温暖化対策等委員会の結果を含め、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、毎年1回、措置及び施策の実施状況について、ホームページ等で公表する。

桑名・員弁広域連合地球温暖化対策等委員会設置要綱

(設置)

第1条 「桑名・員弁広域連合地球温暖化対策実行計画」(以下、「実行計画」という。)を策定し、及び推進するために、「桑名・員弁広域連合地球温暖化対策等委員会」(以下、「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 実行計画の策定に関すること。
- (2) 実行計画の進行管理に関すること。
- (3) その他、必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。委員長は桑名・員弁広域連合事務局局長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときにその職務を代理する。副委員長には、業務課長をもって充てる。
- 4 委員会事務局は、事務の取りまとめを行う。事務局は総務課課員をもって充てる。
- 5 委員は、業務課長補佐をもって充てる。

(委員会)

第4条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、年に1回定例会を開催する。
- 3 前項の定例会の他、委員長が必要と認めた場合は、臨時委員会を招集することができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

付 則

この要綱は、令和4年5月1日から実施する。